

(証券コード 2303)

2023年8月10日

株 主 各 位

神戸市中央区磯上通二丁目2番21号

株 式 会 社 ド ー ン

代表取締役社長 宮 崎 正 伸

第32期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第32期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトにて「第32期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.dawn-corp.co.jp/ir>

また、上掲のほか、インターネット上の東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。下掲の東証ウェブサイトにてアクセスし、「銘柄名（会社名）」に「ドーン」または「コード」に当社証券コード「2303」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R 情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2023年8月28日（月曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年8月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 神戸市中央区磯上通二丁目2番21号
三宮グランドビル 2階会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第32期（2022年6月1日から2023年5月31日まで）事業報告の内容
内容及び計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 会計監査人選任の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいようお願い申し上げます。
 2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
 3. 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。

昨年まで株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産をご用意しておりましたが、諸般の事情により、本総会より廃止させていただくこととなりました。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使方法のご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、以下、いずれかの方法にて、是非とも議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。株主総会当日は、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。



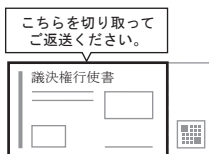
株主総会日時 2023年8月29日（火曜日）午前10時開催

当日ご出席以外の場合



■ 郵送によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



行使期限 2023年8月28日（月曜日）午後5時必着



■ インターネットによるご行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご送信ください。

▶詳細は4頁から5頁をご覧ください。

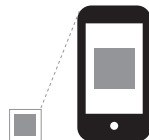
行使期限 2023年8月28日（月曜日）午後5時まで

議決権行使ウェブサイト▶<https://www.web54.net>

スマートフォンでの議決権行使はQRコードを読み取る方法をご利用ください。

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使サイトにアクセスすることができます。

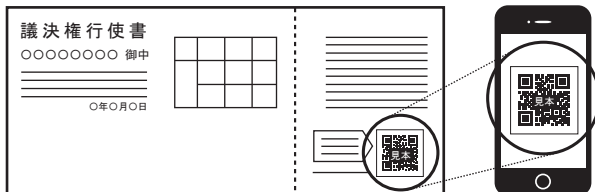
▶次頁に詳しくご紹介しています。



「スマート行使」による議決権行使について

① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

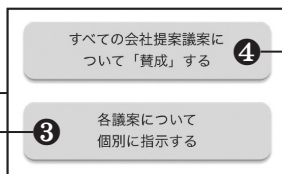


※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

② 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

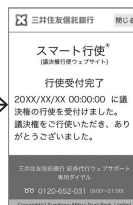


③ 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④ すべての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>)にてご利用いただけます。

なお、インターネットによる議決権行使には、議決権行使書用紙の裏面に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。

パソコン・スマートフォンによるアクセス手順

議決権行使サイト▶

<https://www.web54.net>



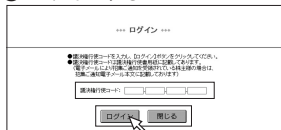
※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

※セキュリティ確保のため、システム上の制約がございます。詳細につきましては、下記のお問い合わせ先にご照会ください。

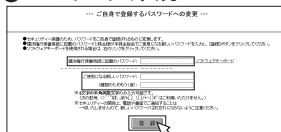
① WEBサイトへアクセス



② ログインする



③ パスワードの入力



以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

インターネットによる
議決権行使に関する
お問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。お問い合わせ先は、

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート
☎ 0120-652-031 [受付時間 (午前9時～午後9時)]

スマート行使・インターネットによる議決権行使についての注意事項

- インターネット (スマート行使含む) により議決権を行使された場合は、議決権行使書用紙をご返送いただいた場合でも、インターネット (スマート行使含む) によるご登録の内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネット (スマート行使含む) によって、議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたご登録の内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料等は、株主さまのご負担となります。
- パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

事業報告

(2022年6月1日から
2023年5月31日まで)

I 会社の現況に関する事項

1. 当事業年度の事業の概況

(1) 事業の経過及びその成果

① 全般的概況

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する行動制限の緩和や外国人観光客の受入れ再開等により、景気は緩やかに持ち直しの動きがみられたものの、ロシアのウクライナへの侵攻の長期化や、円安の進行に伴う物価上昇等により、景気の先行きは不透明な状況で推移いたしました。

情報サービス産業界においては、デジタルトランスフォーメーション (DX)^(注1)の進展とともに、人工知能 (AI) やチャットボット^(注2)等の技術革新によってコミュニケーションの未来像が描かれ、当社の事業領域である公共システムの分野、とりわけ防災や市民の安全にかかわる社会課題を解決するテクノロジーに対して官民の共創の取り組みが推進され、新たな市場形成の動きが広がっております。

このような環境において、当社は、2022年度中期経営計画の最重点施策である「Gov-tech^(注3)市場の深耕」を推進する一方で、ストレッチ目標の達成に向けて「社会課題解決サービスの創出」や「M&A・事業提携によるシナジー創出」に取り組むとともに、これらの達成を支える人材基盤の強化に注力しております。

当事業年度においては、警察・消防・自治体防災・社会インフラ保全の課題解決を実現するシステムの導入拡大が進みました。なかでも、主力の「NET119緊急通報システム」は株式会社両備システムズからの顧客の引き継ぎが進み、導入消防の管轄人口カバー率（導入消防の管轄人口の合計が日本の総人口に占める割合）が7割を超え、「Live119（映像通報システム）」は東京消防庁や福岡市等の主要都市で本運用が始まるなど、今後の導入拡大に弾みがついております。そのほか、映像通報の技術を応用した「Live-X（映像通話システム）」や災害対策本部での情報収集を支援する「DMaCS（災害情報共有サービス）」、自治体や警察が防災・防犯情報を配信するスマートフォンアプリ等は、防災やライフラインの安定供給といった分野の課題の解決に有用なサービスとして紹介され、新規案件の受託に繋がりました。

以上の結果、当事業年度の売上高につきましては、各種クラウドサービス・アプリの契約数が積み上がり、ストック型の利用料収入が順調に増加するとと

もに、クラウドサービスの初期構築やオンプレミス^(注4)環境でのシステム開発等に係る受託開発も順調に推移したことにより、1,368,390千円（前事業年度比12.0%増）となりました。

利益面では、売上高の増加が人件費等の売上原価・販売費及び一般管理費の増加を上回ったことにより、営業利益443,258千円（前事業年度比10.7%増）、経常利益451,049千円（前事業年度比11.6%増）、当期純利益321,058千円（前事業年度比13.2%増）となりました。

- (注)1. デジタルトランスフォーメーション (DX) : データとデジタル技術を活用し、ユーザーや社会のニーズをもとに、製品・サービス、ビジネスモデルや業務プロセス等を変革すること
2. チャットボット (chatbot) : チャット (インターネット上での双方向での文字のやり取りによりリアルタイムなコミュニケーションを行う仕組み) とボット (ロボット) を組み合わせた言葉で、人工知能を活用した自動会話プログラムのこと
3. Gov-tech (ガブテック) : 既存の産業とテクノロジーを組み合わせることでイノベーションを起こす動きをさす xTech (クロステック) のひとつであり、政府 (Government) が積極的に新しい技術 (Technology) をとりいれ、公的サービスをテクノロジーの力でより良いものにする取り組み
4. オンプレミス : 情報システムの利用に必要となるサーバー等の機器をユーザーの管理下に設置する運用形態

②品目別概況

品目別の売上構成比は、クラウド利用料が52.2%（前事業年度は50.3%）、受託開発が41.3%（前事業年度は42.4%）、ライセンス販売が5.0%（前事業年度は6.1%）、商品売上が1.5%（前事業年度は1.2%）となっており、品目別の実績は次のとおりであります。

（単位：千円）

品目別	第31期 （前事業年度）		第32期 （当事業年度）		対前事業 年度比 （%）
	売上高	構成比（%）	売上高	構成比（%）	
クラウド利用料	614,888	50.3	713,721	52.2	116.1
受託開発	518,047	42.4	565,358	41.3	109.1
ライセンス販売	75,098	6.1	68,436	5.0	91.1
商品売上	14,042	1.2	20,873	1.5	148.6
合計	1,222,077	100.0	1,368,390	100.0	112.0

a) クラウド利用料

「NET119緊急通報システム」・「Live119（映像通報システム）」・「DMaCS（災害情報共有サービス）」のほか、行政・警察向けスマートフォンアプリ等の顧客獲得が順調に進み、既存契約の継続に加えて、新規顧客の獲得により契約数が積み上がったため、713,721千円（前事業年度比16.1%増）となりました。

b) 受託開発

地理情報関連システムの受託開発の売上及びクラウドサービスの初期構築や機能追加に係る売上がともに増加したため、売上高は565,358千円（前事業年度比9.1%増）となりました。

c) ライセンス販売

既存顧客から継続して防災関連等のシステム用のライセンスの受注がありましたが、新規受注が減少傾向にあり、売上高は68,436千円（前事業年度比8.9%減）となりました。

d) 商品売上

受託開発に伴うデジタル地図等の納品を行うとともに、新規自治体案件の販売があったため、20,873千円（前事業年度比48.6%増）となりました。

- (2) **設備投資の状況**
当事業年度の設備投資について、特記する事項はありません。
- (3) **資金調達**の状況
当事業年度の資金調達について、特記する事項はありません。
- (4) **事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況**
該当事項はありません。
- (5) **他の会社の事業の譲受けの状況**
該当事項はありません。
- (6) **吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**
該当事項はありません。
- (7) **他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況**
該当事項はありません。

2. 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分 \ 期 別	第29期 2020年5月期	第30期 2021年5月期	第31期 2022年5月期	第32期 2023年5月期 (当事業年度)
売 上 高	1,050,916	1,119,272	1,222,077	1,368,390
営 業 利 益	290,089	339,842	400,595	443,258
経 常 利 益	294,760	343,100	404,074	451,049
当 期 純 利 益	200,837	237,721	283,501	321,058
1株当たり当期純利益	62円98銭	74円36銭	88円53銭	101円11銭
総 資 産	1,883,519	2,101,747	2,368,010	2,495,562
純 資 産	1,660,125	1,881,407	2,138,745	2,226,246
1株当たり純資産額	520円12銭	588円01銭	667円52銭	715円55銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 第31期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第31期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

4. 対処すべき課題

当社を取り巻く環境としましては、国内経済の先行きが予断を許さない状況においても、「1(1)事業の経過及びその成果」で述べた情報サービス産業界や当社の事業領域である公共システム分野の潮流はさらに加速することが予想され、行政の高度化を実現するクラウドソリューションの活躍への期待は、デジタル庁の後押しもあり、益々大きくなるものとみられます。

このようななか、当社は、社会課題に挑戦するための行動指針として「“なぜ誰も思いつかなかったのか”をカタチに」を掲げ、2022年度中期経営計画の重点施策である「Gov-tech市場の深耕」・「社会課題解決サービスの創出」・「M&A・事業提携によるシナジー創出」、そしてこれらの施策の実現を支える人材基盤の強化に取り組んでおります。

当事業年度（中期経営計画の初年度）は、「1(1)事業の経過及びその成果」に記載のとおり、「Gov-tech市場の深耕」については順調に推移しました。しかしながら、当社が、既存事業の安定的成長を継続しつつ、前述のような公共システム分野における市場創出の流れを受けて新たな成長軌道の第一歩を踏み出すためには、当社のクラウドソリューションに次世代のテクノロジーを融合させる試み（たとえば、産官学連携により映像機器やセンサーの情報測定技術を防災等の危機管理に活用する研究や実証実験）を通じて新規事業を開拓することや、AI領域の知見を有する企業等を対象としたM&A・事業提携を通じて社会課題解決に向けたグループシナジーを実現していくことも必要となります。

そして、これらを実現していくための共通の課題が人的資本の強化であります。IT人材の獲得競争は激化する一方であり、増員数は足踏み傾向となっておりますが、社員が性別を問わず働き甲斐や仕事の創造性を実感し会社とともに成長できる職場環境や社内制度（教育・処遇等）を充実させることで、高度専門職の人員確保を進めて参ります。

株主の皆様におかれましては、当社の経営に深いご理解をいただき、今後とも、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

5. 主要な事業内容 (2023年5月31日現在)

当社は主に、地理情報に関連づけた各種クラウドサービス (SaaS) の開発・提供、GIS構築用ソフトウェアのライセンス販売、GIS関連のアプリケーションの受託開発を行っております。

主要な製品及びサービスは次のとおりであります。

区 分	主 要 製 品 名
クラウドサービス (SaaS)	NET119緊急通報システム
	Live119・Live110(映像通報システム) Live-X(映像通話システム)
	DMaCS (災害情報共有サービス)
	まちかど案内まちづくり地図
	まちかど地図P r o
	Mailio (メッセージ配信サービス)
ソフトウェア	GeoBase
	GeoBase. NET

6. 主要な事業所 (2023年5月31日現在)

名 称	所 在 地
本 社	神戸市中央区
東 京 テ ク ノ ロ ジ ー セ ン タ ー	東京都港区
大 阪 オ フ ィ ス	大阪市北区

7. 従業員の状況 (2023年5月31日現在)

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
61名	1名増	37.7歳	8.0年

(注) 従業員数には兼務役員を含めておりません。

8. 主要な借入先の状況 (2023年5月31日現在)

該当事項はありません。

II 会社の株式に関する事項（2023年5月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 9,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,300,000株（自己株式188,768株を含む。）
- (3) 株主数 4,545名
- (4) 大株主（自己株式を除く上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
近 藤 浩 代	231,700株	7.45%
株式会社ディキャピタル	219,800株	7.06%
宮 崎 正 伸	217,000株	6.97%
株式会社サンセイエンジニアリング	136,000株	4.37%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	98,300株	3.16%
MSIP CLIENT SECURITIES	71,500株	2.30%
徳 永 道 太	43,900株	1.41%
中 山 慶 一 郎	39,200株	1.26%
楽天証券株式会社	34,900株	1.12%
上田八木短資株式会社	31,600株	1.02%

(注) 持株比率は、自己株式（188,768株）を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	4,800株	3名

(注) 譲渡制限付株式報酬であります。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項（2023年5月31日現在）

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社従業員等に対し交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項

- (1) 取締役の状況（2023年5月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	宮 崎 正 伸	株式会社営業モデル研究所社外取締役
取 締 役	岩 田 潤	管理部長 公認会計士・税理士 岩田公認会計士事務所所長 BTJ税理士法人代表社員 マルシェ株式会社社外監査役 株式会社ディキャピタル代表取締役 アトラグループ株式会社社外取締役 (監査等委員)
取 締 役	品 川 真 尚	営業統括部長
取 締 役 (監査等委員)	金 崎 定 男	公認会計士・税理士 AIC株式会社代表取締役 金崎公認会計士事務所所長 AIC税理士法人代表社員
取 締 役 (監査等委員)	三 木 相 煥	絆コーポレーション株式会社代表取締役
取 締 役 (監査等委員)	吉 田 郁 子	エクスリンク法律事務所パートナー

- (注) 1. 取締役（監査等委員）金崎定男、三木相煥及び吉田郁子の各氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役（監査等委員）金崎定男、三木相煥及び吉田郁子の各氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として、株式会社東京証券取引所に届け出ております。
3. 当社は、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 取締役（監査等委員）金崎定男氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 吉田郁子氏の戸籍上の氏名は寺村郁子であります。職務上使用している氏名を表記しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者のその地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、違法な利益・便宜供与を得た場合、故意の法令違反の場合又は保険契約の開始以前に損害賠償請求がなされるおそれを認識していた場合等には填補の対象としないこととしております。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月12日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決定しております。

取締役の報酬決定の基本方針は、優秀な人材の確保及び中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的とし、各役員に求められる役割と責務に見合った公正かつ合理性の高い水準及び報酬体系となるように設計することとしております。

当社の取締役報酬は、固定報酬として毎月定額で支給される現金報酬と非金銭報酬等として企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的とした譲渡制限付株式の付与による株式報酬から構成されております。

a) 現金報酬

現金報酬額の決定については、「役員報酬に関する内規」に基づき、当事業年度の予算策定時に、前事業年度の報酬総額、前事業年度の業績、当事業年度の業績見通し等を基に、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額及び監査等委員である取締役の報酬総額を株主総会の決議の範囲内において取締役会で決議しております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個別報酬額については、各人の役位ランクや職責、貢献等を基に代表取締役が決定しております。

また、監査等委員である取締役の個別報酬額については、取締役会で決定した報酬総額を限度として、監査等委員である取締役が協議し決定しております。

b) 株式報酬

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬とし、各人の役位ランクや職責、貢献の他、当社の業績、固定報酬の額等を総合的に勘案し、個人別の付与数を取締役会で決議しております。

当事業年度において、当該株式を取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名に対して普通株式4,800株を付与しております。当該株式を割り当てた際に付された条件の概要は以下のとおりです。

- ・譲渡制限期間：2022年10月12日から2025年11月17日まで
- ・譲渡制限の解除条件：割当対象者が継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。また、割当対象者の自己都合による退任等、一定の事由が生じた場合には当社が本株式の全部又は一部を無償で取得する。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2016年8月25日開催の第25期定時株主総会において年額170,000千円以内（ただし、従業員兼務取締役の従業員部分給与は含まない。）と決議いただいております。

また、2018年8月28日開催の第27期定時株主総会において、上記報酬枠とは別枠で取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として年額40,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点での取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数はいずれも4名です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年8月25日開催の第25期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点での監査等委員である取締役の員数は3名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の現金報酬の決定については、代表取締役社長の宮崎正伸が委任を受け、決定しております。

その権限の内容は、各人の役位ランクや職責、貢献等を総合的に勘案し、取締役会で決議した報酬総額を限度として配分することであります。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名と少数であり、各取締役の職責や貢献度が明確であることから、代表取締役が会社の状況を総合的に把握し適切な決定が行われるものと取締役会が判断したため、宮崎正伸に取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の現金報酬の決定を委任しております。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、取締役の個人別報酬額の案について、社外取締役から意見を聴取し、その内容を踏まえて決定されていることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる役員 の員数 (名)
		固定報酬	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を 除く) (うち社外取締役)	85,583 (-)	77,370 (-)	8,213 (-)	4 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	9,355 (9,355)	9,355 (9,355)	-	5 (5)
合 計	94,938	86,725	8,213	9

- (注) 1. 上表には、2022年8月25日開催の第31期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名 (うち監査等委員である社外取締役2名) を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、従業員兼務役員の従業員分給与は含まれておりません。
3. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。
4. 上表の支給額のほか、2009年8月27日開催の第18期定時株主総会において承認可決された役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対し、8,375千円支給しております。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）金崎定男氏は、AIC株式会社の代表取締役、金崎公認会計士事務所の所長及びAIC税理士法人の代表社員であります。なお、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）三木相煥氏は、絆コーポレーション株式会社の代表取締役であります。なお、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）吉田郁子氏は、エクスリンク法律事務所のパートナーであります。なお、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	主な活動状況
取締役 (監査等委員) 金 崎 定 男	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回すべてに出席し、監査等委員会15回のうち15回すべてに出席いたしました。 主に公認会計士としての財務及び会計分野に関する専門的知見から取締役会及び監査等委員会において積極的に意見を述べており、特にコンプライアンス体制の強化に関し経営から独立した客観的・中立的な立場から監督・助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために貢献いたしました。また、監査等委員長として、監査等委員会の意見をとりまとめ、取締役会に答申する重要な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員) 三 木 相 煥	2022年8月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回すべてに出席し、監査等委員会11回のうち11回すべてに出席いたしました。 主に企業経営の豊富な経験・実績と幅広い見識を活かし、取締役会及び監査等委員会において積極的に意見を述べており、特にコーポレートガバナンスの向上・強化及び企業価値の向上に関し経営から独立した客観的・中立的な立場から監督・助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために貢献いたしました。また、監査等委員会においては、監査結果についての意見交換を行い、社外取締役として業務執行に対する監督等の役割を果たしております。

<p style="text-align: center;">取締役 (監査等委員) 吉田郁子</p>	<p>2022年8月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回すべてに出席し、監査等委員会11回のうち11回すべてに出席いたしました。</p> <p>主に弁護士としての企業法務分野に関する専門的知見から取締役会及び監査等委員会において積極的に意見を述べており、特にコンプライアンス体制・コーポレートガバナンスの向上・強化に関し経営から独立した客観的・中立的な立場から監督・助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために貢献いたしました。また、監査等委員会においては、監査結果についての意見交換を行い、社外取締役として業務執行に対する監督等の役割を果たしております。</p>
-------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注) 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

③責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額であります。

V 会計監査人の状況

(1) 名称

東陽監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,500千円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

VI 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

1. 取締役会における決議内容

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制につきましては、当事業年度末日現在の内容を以下に記載しておりますが、2023年5月15日開催の取締役会決議により2023年6月1日を効力発生日とする一部改定^(注)を行っております。

(注)主な改定内容(改定後の内容につきましては、東京証券取引所及び当社ホームページにおいて開示を行っております)

- ①監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関し、監査等委員会による取締役の職務の執行に対する監査が内部統制部門を通じて行われるものである点を踏まえ、監査等委員会の職務を内部監査室が補助し、内部監査室は監査等委員会の指揮命令に従い監査等委員会の監査業務を支援することを明記するもの
- ②取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関し、公益通報の有効化を図る観点から、内部通報窓口には監査等委員会を追加するもの

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役会は、法令遵守を当社の公正かつ透明性の高い企業経営にとって最も重要な課題のひとつであると認識し、「経営理念」「経営方針」「行動規範」を制定した。代表取締役はその精神を役職者を始め全従業員に継続的に伝達することにより、法令遵守と企業倫理の遵守が企業活動の原点であることを徹底する。
- ②コンプライアンス上疑義ある行為については、内部者通報制度規程に基づき社外弁護士を通じた通報窓口を設置し、取締役及び従業員が通報できるものとする。
- ③取締役及び従業員の職務執行の妥当性及びコンプライアンスの状況について調査するため、社長直轄の内部監査室を設置し、定期的に自己点検を実施する。内部監査規程に基づき、法令・定款及び社内規程に準拠し業務が適正に行われているかについて調査するとともに、その結果を代表取締役に報告する。
- ④監査等委員である取締役は、必要に応じて重要な会議に出席し、取締役の職務の執行を監査・監督する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ①取締役の職務の執行に係る情報については、文書または電磁的媒体に記録し、法令、文書管理規程及び「情報セキュリティスタンダード」に従い保存対象文書、保存期間及び主管部署を定め適切な保存・管理を行う。
 - ②取締役が必要に応じてこれらの文書を速やかに閲覧できる状態を維持する。
 - ③内部情報管理規程に基づき情報管理責任者を選定し、インサイダー情報の未然流出防止体制を整備する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①取締役会は代表取締役の下にリスク管理体制を構築し、リスク管理規程を制定する。
 - ②管理部はリスク管理部門として全社的なリスクの認識とリスク管理活動を統括し、リスク分類ごとの権限付与と責任を負う責任部門を定め、規程の運用・見直しを図る。
 - ③自然災害等重大な不測の事態が発生した場合は、対応責任者を定め、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
 - ④必要に応じ顧問弁護士等の外部専門家にアドバイスを受け、速やかに対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①定例の取締役会を毎月1回開催し、取締役会規程により定められた事項及びその付議基準に該当する事項は、すべて取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行う。
 - ②取締役会では、定期的に各業務執行取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性及び効率性の監督等を行う。
 - ③取締役会は、経営環境の変化に対応して経営方針及び経営計画を策定し予算を決議する。日常の職務執行について、職務権限規程及び職務分掌規程等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を整備する。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
2023年5月31日現在、当社に親会社または子会社はありません。

6. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、監査等委員会と協議し適切な人員配置を検討する。
- (2) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、業務執行上の指揮命令系統には属さず、監査等委員会の指揮命令に従う旨を取締役及び従業員に周知徹底する。
- ② 監査等委員会の職務を補助すべき従業員についての任命、異動及び評価等を行う場合は、あらかじめ監査等委員会の承認を得ることとする。
- (3) 取締役及び従業員が監査等委員会に報告をするための体制
- ① 監査等委員である取締役は、取締役会その他重要な会議に出席し、業務執行取締役から職務執行の状況その他重要事項の報告を受ける。また、監査等委員会が必要と判断する会議の議事録について閲覧できる。
- ② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は、重大な法令・定款違反及び会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかにその事実を監査等委員会に報告する。
- ③ 監査等委員会は、上記にかかわらずその職務執行上必要と判断した事項についていつでも取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員に報告を求めることができる。
- ④ 監査等委員会に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員に周知徹底する。
- (4) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員会は、定期的に代表取締役と会合を持ち、経営方針を確認するとともに、会社に対処すべき課題及び事業に内在するリスク等の他、監査上の重要な課題について意見交換する。
- ② 稟議書、契約書、帳簿等の文書その他監査等委員会が監査に必要と判断した資料・情報に監査等委員会が容易にアクセスできる体制を整備する。
- ③ 監査等委員会は、内部監査室及び会計監査人から監査計画を事前に提供を受けるとともに、必要に応じ監査方針及び監査結果報告に係る意見交換を行う。
- ④ 監査等委員会は、監査の実施にあたり、必要に応じて弁護士・税理士・公認会計士その他外部アドバイザーから意見と助言を求めることができる。
- ⑤ 監査等委員会がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは精算等の請求をしたときは、当該監査等委員会の職務の執行に必要なでない認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

7. 財務報告の信頼性及び資産保全の適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するために必要な体制及び有する資産の取得・保管・処分が適正になされるために必要な体制を金融商品取引法等の法令に準拠して整備する。また、財務報告に係る内部統制の有効性を自ら評価し、外部に向けて報告する体制を整備する。

8. 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないこととする。また、必要に応じ弁護士、警察等の専門機関とも連携を取る。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた最近1年間（当事業年度の末日から遡って1か年）における実施状況は次のとおりであります。

①取締役の職務の執行の効率性の確保について

毎月1回の月例開催をはじめ18回の取締役会を開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事実を決定し、月次の経営業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適法性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

②監査等委員会の監査の実効性の確保について

監査等委員である取締役は、取締役会をはじめ重要な社内会議に出席し、業務執行取締役の職務の監査・監督、法令・定款等への遵守について監査いたしました。また、監査等委員会を15回開催し、監査方針、監査計画を協議決定するほか、内部監査室や会計監査人との意見交換及び情報の交換を行い、監査の実効性を確保いたしました。

③財務報告の信頼性を確保するための体制について

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。

④コンプライアンス・リスク管理に関する取り組みについて

コンプライアンス意識の徹底を図るため、全社を対象に情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育を実施したほか、重大な不測の事態等による損害拡大を防止するため、リスクアセスメントを実施し、管理策の見直しを検討いたしました。

また、サステナビリティを巡る課題のうち、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、事前災害等への危機管理等に関するリスクの減少と機会に対するガバナンスの在り方について、取締役会においてレビューを実施しました。

（本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入して表示しております。）

貸借対照表

(2023年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,968,307	流 動 負 債	196,777
現金及び預金	1,788,011	買掛金	15,539
売掛金	135,065	未払金	10,676
仕掛品	5,694	未払費用	13,259
貯蔵品	2,921	未払法人税等	76,945
前払費用	34,150	未払消費税等	23,938
その他	2,598	前受金	198
貸倒引当金	△135	預り金	16,695
		前受収益	39,524
固 定 資 産	527,255	固 定 負 債	72,538
有 形 固 定 資 産	8,093	長期未払金	11,590
建物	4,086	長期前受金	10,322
工具器具備品	4,006	長期前受収益	50,626
無 形 固 定 資 産	4,155		
ソフトウェア	4,155		
投 資 そ の 他 の 資 産	515,006	負 債 の 部 合 計	269,316
投資有価証券	452,121	純 資 産 の 部	
長期前払費用	9,263	株 主 資 本	2,224,333
繰延税金資産	21,015	資本金	363,950
その他	32,606	資本剰余金	402,323
		資本準備金	353,450
		その他資本剰余金	48,873
		利 益 剰 余 金	1,666,919
		その他利益剰余金	1,666,919
		繰越利益剰余金	1,666,919
		自 己 株 式	△208,858
		評価・換算差額等	1,912
		その他有価証券評価差額金	1,912
資 産 の 部 合 計	2,495,562	純 資 産 の 部 合 計	2,226,246
		負 債 ・ 純 資 産 の 部 合 計	2,495,562

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年6月1日から
2023年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,368,390
売上原価	479,754
売上総利益	888,636
販売費及び一般管理費	445,377
営業利益	443,258
営業外収益	
受取利息	36
有価証券利息	2,229
受取配当金	11
投資有価証券売却益	60
補助金収入	1,671
助成金収入	3,597
その他	183
経常利益	451,049
税引前当期純利益	451,049
法人税、住民税及び事業税	132,461
法人税等調整額	△2,471
当期純利益	321,058

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年6月1日から
2023年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金	自 己 株 式	
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当事業年度期首残高	363,950	353,450	40,123	1,390,716	△9,500	2,138,739
当事業年度中の変動額						
剰余金の配当				△44,856		△44,856
当期純利益				321,058		321,058
自己株式の取得			△3,027		△200,031	△203,059
自己株式の処分			11,777		673	12,450
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)						
当事業年度中の変動額合計	—	—	8,749	276,202	△199,358	85,594
当事業年度末残高	363,950	353,450	48,873	1,666,919	△208,858	2,224,333

(単位：千円)

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当事業年度期首残高	5	2,138,745
当事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△44,856
当期純利益		321,058
自己株式の取得		△203,059
自己株式の処分		12,450
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)	1,907	1,907
当事業年度中の変動額合計	1,907	87,501
当事業年度末残高	1,912	2,226,246

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

建物 15年

工具器具備品 4年～8年

② 無形固定資産

ソフトウェア

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売掛金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、当社の取引に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

①受託開発

受託開発（各種受注制作のソフトウェア開発）については、契約開始時において、一定期間にわたり充足される履行義務かどうかを判断し、一定の期間にわたり充足される履行義務と判断されるものについては、期間がごく短い契約を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

なお、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

一方、一時点で充足される履行義務と判断されるものについては、完了時に収益を認識することとしております。

②クラウド利用料

クラウド利用料（クラウドサービスの提供、ソフトウェア保守、並びにライセンスサポート等）については、日常的または反復的なサービスであり、顧客にサービスが提供される時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しているため、顧客との契約に基づき、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

③ライセンス販売、商品売上

ライセンス販売、商品売上については、顧客への引き渡し、検収の受領等、契約上の受け渡し条件を充足することで、履行義務が充足されるものと判断し、当該時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

建物

5,145千円

工具器具備品

12,842千円

4. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,300,000	—	—	3,300,000
合 計	3,300,000	—	—	3,300,000

(2) 自己株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	95,968	99,600	6,800	188,768
合 計	95,968	99,600	6,800	188,768

(注) 1. 自己株式の増加99,600株は、譲渡制限株式の無償取得1,200株及び2023年1月12日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得98,400株によるものであります。

2. 自己株式の減少6,800株は、譲渡制限付株式の付与によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
2022年8月25日 定時株主総会	普通株式	44,856	14.00	2022年 5月31日	2022年 8月26日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
2023年8月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	49,779	16.00	2023年 5月31日	2023年 8月30日

(4) 当事業年度の末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な要因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	41千円
未払事業税	5,031千円
減価償却費	741千円
資産除去債務	1,926千円
役員退職慰労金	3,544千円
株式報酬費用	5,852千円
営業権	4,179千円
その他	540千円
繰延税金資産合計	<u>21,857千円</u>

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	<u>△842千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△842千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>21,015千円</u>

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、ソフトウェアの製造・販売を行うための投資計画に照らし、必要な資金については主に自己資金を充当しております。一時的な余剰資金は、安全性の高い金融資産で運用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。売掛金については、営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

b) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券は債券であり、定期的に時価の把握を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定については変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年5月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」は、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
投資有価証券	452,121	452,121	—
資産合計	452,121	452,121	—

(注) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,788,011	—	—	—
売掛金	135,065	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券(社債)	—	50,000	100,000	—
債券(その他)	—	200,000	100,000	—
合 計	1,923,076	250,000	200,000	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
債券(社債)	—	148,149	—	148,149
債券(その他)	—	303,972	—	303,972
資産合計	—	452,121	—	452,121

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
投資有価証券

投資有価証券は債券であり、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格をレベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、情報サービス事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位:千円)

	情報サービス事業
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	838,575
一時点で移転される財又はサービス	529,814
顧客との契約から生じる収益	1,368,390
外部顧客への売上高	1,368,390

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

(単位:千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	125,347
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	135,065
契約負債 (期首残高)	47,757
契約負債 (期末残高)	100,671

顧客との契約から生じた債権は、貸借対照表上、「売掛金」に計上しております。契約負債は、主にクラウドサービス契約及び保守サービス契約における顧客からの前受金及び前受収益であり、貸借対照表上、流動負債の「前受金」、「前受収益」、及び固定負債の「長期前受金」、「長期前受収益」に計上しております。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社では残存履行義務に配分した取引価格の注記に当たって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、当事業年度末において60,948千円であります。当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて1年から7年の間で収益を認識することを見込んでおります。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	715円55銭
(2) 1株当たり当期純利益	101円11銭

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年7月14日

株式会社ドーン
取締役会 御中

東陽監査法人

大阪事務所

指定社員 公認会計士 田部 秀穂
業務執行社員
指定社員 公認会計士 山本 恵二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ドーンの2022年6月1日から2023年5月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年6月1日から2023年5月31日までの第32期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年7月19日

株式会社ドーン 監査等委員会

監査等委員 金 崎 定 男[Ⓔ]

監査等委員 三 木 相 煥[Ⓔ]

監査等委員 吉 田 郁 子[Ⓔ]

(注) 監査等委員金崎定男、三木相煥及び吉田郁子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、利益配分に関して、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当を継続して実施することを基本方針としております。内部留保資金は、設備投資、研究開発投資等に活用し、経営基盤の強化と新製品やサービスの開発により事業の拡充を図ることとしております。

このような基本方針に基づき、当事業年度の業績及び今後の事業環境を考慮し、期末配当は1株につき16円とさせていただきたいと存じます。

当事業年度の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき	16円
配当総額	49,779,712円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年8月30日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

現任取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じです。）3名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきまして、当社の監査等委員会はすべての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<p>〔再任〕〈男性〉 みやざき まさのぶ 宮崎 正伸 (1969年7月14日生)</p>	<p>1993年4月 株式会社オービック入社 1998年9月 当社入社 営業部長 2000年6月 取締役営業部長 2005年8月 代表取締役副社長 2009年10月 代表取締役社長（現任） 2013年12月 株式会社営業モデル研究所社外取締役（現任）</p>	217,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 宮崎正伸氏は、創業期より当社の事業モデルの確立・発展に貢献するとともに、代表取締役として経営全般を統括し企業価値向上に取り組んでいることから、今後も当社の持続的な発展のために適切な人材であると判断し、引き続きその候補者としていたしました。</p>			
2	<p>〔再任〕〈男性〉 いわた じゅん 岩田 潤 (1969年12月23日生)</p>	<p>1992年10月 青山監査法人（現PwCあらた有限責任監査法人）入所 1996年3月 公認会計士登録 1999年1月 プライスウォーターハウス税務事務所（現税理士法人プライスウォーターハウスコーパルス）入所 2001年9月 岩田公認会計士事務所所長（現任） 2005年6月 マルシェ株式会社社外監査役（現任） 2007年8月 当社社外監査役 2008年10月 BTJ税理士法人代表社員（現任） 2010年1月 アトラ株式会社（現アトラグループ株式会社）社外監査役 2010年3月 株式会社ディキャピタル代表取締役（現任） 2011年8月 当社社外取締役 2016年8月 当社取締役兼経営企画室長 2017年3月 アトラ株式会社（現アトラグループ株式会社）社外取締役（監査等委員）（現任） 2022年6月 当社取締役兼管理部長（現任）</p>	8,900株
<p>【取締役候補者とした理由】 岩田潤氏は、公認会計士として財務会計分野に精通するほか、上場企業の社外監査役・社外取締役を歴任しており、経営に関する豊富な経験・見識に基づき、当社の経営体制及び経営戦略の強化に取り組むとともに、管理部門全般のマネジメントに携わっていることから、今後も当社の持続的な企業価値向上のために適切な人材であると判断し、引き続きその候補者としていたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	再任<男性> <small>しながわ まさなお</small> 品川 真尚 (1972年12月15日生)	1995年4月 日本電信電話株式会社入社 1999年7月 東日本電信電話株式会社入社 2000年9月 当社入社 2009年11月 東京営業所所長 2013年6月 執行役員兼東京営業部部长 2016年8月 取締役兼営業統括部長(現任)	26,800株
	【取締役候補者とした理由】 品川真尚氏は、マーケティング・営業等、営業部門全般を統括し、当社の主力製品・サービスの拡販に取り組み、収益の拡大を進めていることから、今後も当社の持続的な企業価値向上のために適切な人材であると判断し、引き続きその候補者いたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、違法な利益、便宜供与を得た場合、故意の法令違反の場合、保険契約の開始以前に損害賠償請求がなされるおそれを認識していた場合等は免責対象としております。また、保険料は当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。各候補者の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役金崎定男氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
新任 社外 <女性> たつみ や え こ 辰巳 八栄子 (1971年1月31日生)	1994年10月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 1998年4月 公認会計士登録 2006年9月 辰巳公認会計士事務所入所 2010年10月 税理士登録 2014年2月 稲清税理士法人社員 2021年1月 辰巳公認会計士事務所所長(現任) 2021年9月 稲清税理士法人代表社員(現任)	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 辰巳八栄子氏は、直接会社経営に關与された経験はありませんが、公認会計士としての財務及び会計分野に関する専門的知見から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、その候補者といたしました。選任後は、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査・監督いただくことを期待しております。		

(注)1. 辰巳八栄子氏は、新任の取締役候補者であります。

2. 辰巳八栄子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 辰巳八栄子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、当社は、辰巳八栄子氏の選任が承認された場合、同氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定し、東京証券取引所に届け出る予定であります。

4. 辰巳八栄子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないことを要件として会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、違法な利益、便宜供与を得た場合、故意の法令違反の場合、保険契約の開始以前に損害賠償請求がなされるおそれを認識していた場合等は免責対象としております。また、保険料は当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。辰巳八栄子氏の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新する事を予定しております。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である東陽監査法人は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たに会計監査人としてオリент監査法人の選任をお願いしたいと存じます。

なお、監査等委員会がオリент監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人としての専門性・独立性及び品質管理体制の観点から適正な監査が実施されると評価した点に加え、当社の事業内容・企業規模に適した新たな視点での監査が期待できること等を総合的に勘案した結果、適任と判断したものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名称	オリент監査法人		
主たる事務所所在地	東京都千代田区神田駿河台二丁目11番16号		
その他事務所所在地	大阪府大阪市中央区平野町三丁目1番6号		
沿革	2011年9月 オリент監査法人を設立		
概要	出資金	7百万円	
	構成員	代表社員・社員	7名
		専門職員（公認会計士）	11名
		合計	18名
	監査関与会社	13社（2023年5月末日現在）	

以上

株主総会会場ご案内図

会場：神戸市中央区磯上通二丁目2番21号
三宮グランドビル 2階会議室
TEL 078-222-9700



交通 ○JR「三ノ宮駅」、阪神・阪急「神戸三宮駅」から 徒歩約10分
○ポートライナー「三宮駅」から 徒歩約10分

＜新型コロナウイルス感染症拡大防止に関するご案内＞

本株主総会会場へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日現在の流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

株主総会の運営スタッフは、マスクを装着して対応させていただく予定であり、会場においても感染予防のための措置を講じる場合がございます。ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。